

罷業、天災その他これらに類する事由により、当該出願人又は代理人が当該提出期間内にその書面を特許庁に提出することができなかつたときは、出願人は、特許庁長官に対し、その旨及び当該事由がなくなつた後でできる限り速やかに当該書面を提出したことを証明する証拠を、当該提出期間の経過後六月以内に限り、提出することができる。

2 特許庁長官は、前項の規定により提出された証拠により、出願人又は代理人が書面をその提出期間内に特許庁に提出することができなかつた原因が同項に規定する事由によるものであると認められ、かつ、出願人が当該事由がなくなつた後でできる限り速やかに当該書面を提出したことを証明したときは、その書面をこの提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

第七十六条を次のように改める。
第七十六条 削除

附則
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

告 示

○金融庁告示第四十三号

株式会社大和証券グループ本社より、平成二十四年四月二十四日付で対象特別金融商品取引業者である大和証券キャピタル・マーケティング株式会社の子会社でなくなったことに伴う金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十八第二項の規定による届出があつたため、同条第三項の規定により同法第五十七条の十二第一項の規定による指定がその効力を失つたので、同法第五十七条の十八第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年五月十日
○金融庁告示第四十四号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第一項の規定により特別金融商品取引業者の親会社を指定したので、同条第四項の規定に基づき次のとおり公示する。

指定親会社の商号又は名称	本店又は主たる事務所の所在地	対象特別金融商品取引業者の商号
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	大和証券株式会社

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第七十三条の三の規定は、法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間の定めがあるものを提出しようとする場合において、その提出期間の満了の日から六月の期間がこの省令の施行の日以後に満了する書面について適用する。

2 国際出願日がこの省令の施行の前日である国際出願日について法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間の定めがあるものを提出しようとする場合において、この省令による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第七十六条第一項の規定による証拠の提出については、この省令の施行後も、なお従前の例による。

○総務省告示第百八十一号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成十七年総務省告示第千十一号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があつたので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月十日	異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	総務大臣
四月六日	国民新党	国民新党	代表者の氏名 自見庄三郎	亀井 静香

○総務省告示第百八十二号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成十七年総務省告示第千十二号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があつたので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月十日	異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	総務大臣
四月六日	国民新党	国民新党	代表者の氏名 自見庄三郎	亀井 静香

○中央選挙管理会告示第七号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十一年中央選挙管理会告示第千二百二号の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月六日	異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	中央選挙管理会委員長
四月六日	国民新党	国民新党	代表者の氏名 自見庄三郎	伊藤 忠治

○政治資金適正化委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治家金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十四年五月十日	登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由	政治資金適正化委員会委員長
	七八六	江川 勝	二四、四、一七	本人からの申請	上田 廣一
	八六七	松浦 裕介	二四、四、一七	本人からの申請	
	二〇四一	姫野 重雄	二四、四、一七	本人からの申請	
	二三五〇	石渡由美子	二四、四、一七	本人からの申請	

○政治資金適正化委員会告示第二十九号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治家金監査人証書を亡失した旨の書面の提出があつたので、次のとおり公告する。

平成二十四年五月十日	登録番号	氏名	登録政治資金監査人証書の番号	亡失年月日	政治資金適正化委員会委員長
	八六四	高柳 清	四四四二	二四、三、三〇	上田 廣一
	九八三	牧野 友保	四四四三	二四、三、二一	
	一五五四	白木 公明	四四四八	二四、三、三〇	